

モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて(概要)

1. 居宅介護支援事業に係るモニタリングについて

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっています。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされています。

<参照>

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

2. 特段の事情の範囲

井原市における特段の事情に該当する事例は、次のとおりです。

(1) 「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」(平成21年2月27日長寿第1683

号、岡山県保健福祉部長寿社会対策課長発出)に掲げる例1から例3に該当する事例

例1：利用者の居宅を訪問すれば本人と家族の関係が悪化すると客観的に認められる場合

例2：利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合

利用者が死亡したために、モニタリングが出来なかった場合

例3：地震・風水害や火災により利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合

(2) 上記の(1)に掲げる事例以外で、下記のような利用者のやむを得ない事情等について、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえで、適切なアセスメントを実施し、他の居宅サービス又は地域密着サービスの利用が不可能と判断した場合。

- ・利用者の心身の状態が悪化した場合
- ・家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合
- ・個別の事情により短期入所サービスの利用が続いている事例 等

3. 特段の事情に係る内容確認

(1) 井原市が内容確認を行う事例は、2の(2)に該当するため居宅でのモニタリングが出来ず、居宅以外の場所でのモニタリングを実施する場合。

なお、2の(1)に該当する場合、井原市への内容確認は不要ですが、当該特段の事情がある場合は、その具体的な内容を居宅サービス計画書等に詳細に記録しておくことが必要です。

(2) 2の(2)に該当する場合、下記の取扱いとします。

月を通して自宅に帰る事が出来ず、居宅でモニタリングが行えなかった場合に、本人と面接・居宅確認後、介護保険課へ「モニタリングに係る「特段の事情」申請書」を提出してください。

【申請に必要な書類】

- ・モニタリングに係る「特段の事情」申請書
- ・フェイスシート
- ・アセスメントシート
- ・居宅サービス計画書
- ・サービス担当者会議の概要
- ・支援経過

ほか

【申請に記入する主な内容】

- ・介護者の状況
- ・居宅でモニタリングが出来ない理由
(本人・家族等との相談内容、把握した状況等を簡潔に記入)
- ・短期入所サービスを継続して利用する場合の今後の方針
- ・介護保険施設等への入所支援、もしくは在宅復帰に向け、介護支援専門員として行っている支援

4. 特段の事情に該当する場合のモニタリング方法

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業者等との情報交換にある。そのため、特段の事情に該当する場合でも、利用者の居宅を訪問し、利用者との面接を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。

また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には、運営基準減算の対象となる。

なお、モニタリングの結果の記録については、5年間保存しておくものとする。

5. 「特段の事情」に該当すると判断を受けた場合

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も居宅でのモニタリングが困難な月については書面により本市に申請し、その月について特段の事情に該当するかの判断を受ける必要があります。

申請書の申請区分及び記入項目については、以下のとおりです。

(1) 新規

以下の場合、申請区分を「1 新規」とする。申請書の太枠内の項目及びその他全ての項

目を記入する。

- ・初めて居宅でモニタリングできなかった場合
- ・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その後、居宅でモニタリングができなかった場合
(今回の理由が、過去の理由と同内容かどうかを問わず「1新規」とする。)

(2) 継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困難であった場合

申請書の申請区分を「2継続」とし、申請書の太枠内の項目と新規申請の内容から追加・変更があった項目を記入する。(内容の追加・変更がない場合は太枠内の項目のみの記入で構わない。)

(3) 終了

以下の場合、申請区分を「3終了」とする。

- ・2の(2)により「特段の事情」となった者が、介護保険施設へ入所した場合
- ・2の(2)により「特段の事情」となった者が、死亡した場合

このとき、申請書の太枠内の項目及び入所・死亡等の内容を「居宅でモニタリングができない理由」欄に記入する。急な死亡等により、本人面接が行えなかった場合は、その旨も記入する。

また、2(1)の事例に該当し、特段の事情と扱っていた者の入所・死亡等については、市への申請は不要。

6. その他

このモニタリングに係る「特段の事情」の可否は、その月に居宅で利用者とモニタリングできない場合の請求についての可否であって、短期入所サービスの30日を超える連続利用・認定期間のおおむね半数を超える利用そのものの可否を判断しているものではありません。

7. 提出・問合せ先

〒715-8601

井原市井原町311番地1

井原市介護保険課 介護保険係

TEL : 0866-62-9519 FAX : 0866-65-0268